

「成年後見制度利用促進・市民後見(事業)に関する調査」

概 要

名 称

成年後見制度利用促進・市民後見（事業）に関する調査

調査の主旨

- 現在、約200の自治体が成年後見制度利用支援事業や権利擁護人材育成事業を行う等、成年後見制度の普及や費用補助、後見人の育成・確保や支援のための取組が進められています。しかし、こうした取組は都市部が中心であり、大阪府など圏域内の事業実施率が4割を超える地域がある一方で、15都道府県では事業が実施されていない等、地域間較差がみられる状況です。
- その背景には、地域の社会資源が限られており、市町村単独で体制整備を進めることが困難な実態等があることが挙げられます。市町村単独事業が困難な地域においては、都道府県や広域的に自治体が連携を図りながら権利擁護に関する取組を推進し、市町村や家庭裁判所など関係機関との調整機能を発揮できるようにしていく必要があります。
- 本調査は、今年度新設された「市民後見人育成・活用推進事業」の実施状況を調査するとともに、市区町村による広域連携の具体的な取組事例や問題点についての情報収集を通じて、成年後見制度等を活用して地域で段階に応じた切れ目のない意思決定への支援を効果的効率的に行うため基礎情報を得ることを目的としています。

調査対象・方法

調査対象地域	全 国
調 査 対 象	都道府県及び市区町村 日本司法支援センター（法テラス）地方事務所 成年後見センター・リーガルサポート支部 都道府県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ）
悉皆・抽出の別	悉 皆
調 査 方 法	郵送による自記入式調査票（アンケート）調査
調 査 客 体 数	都道府県47 市区町村1741 日本司法支援センター（法テラス）72 成年後見センター・リーガルサポート支部50 都道府県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ）47

調査内容

同梱した調査票を参照ください。

調査結果の活用目的

地域における切れ目のない権利擁護の取組促進、成年後見制度利用促進法を施行していくうえでの全国実態を把握するための基礎資料として活用。

調査期間及び今後の予定スケジュール

平成28年	
11月16日・17日	調査票の送付
11月中旬～12月中旬	調査期間
12月16日（金）	回答締切
平成29年	
～1月末	調査票入力・DB作成
～2月末	集計・分析作業
～3月末	調査結果（報告書）の公表

その他

調査票と返信用 FAX 送信票の電子媒体（WARD 形式）は、「地域ケア政策ネットワーク」ホームページ（<http://jichitai-unit.ne.jp/network/>）の「新着情報」からダウンロードいただけます。